
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 398 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 398 回企業会計基準委員会（2018 年 12 月 13 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託の時価算定

2. 提案されている内容は概ね妥当なものであると考えるものの、「時価の算定に関する会計基準（案）」の対象外である不動産がその資産の大部分を占める投資信託についても、経過措置の期間中はレベル別の開示を求めないとすることで整合性が増すと考えられるため、追加的に検討いただきたい。
3. 経過措置の間は暫定的な対応として、投資信託全体をレベル別の開示の対象外としてもよいのではないか。

適用時期及び経過措置の検討

適用時期と経過措置

4. 前回の提案よりも後ろ倒しとなっており、配慮いただいていることは理解するものの、短期間でシステム開発や業務運用設計を行うと大きなコストが発生すると考えられるため、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の事業年度末決算からでも現実的ではないという印象である。少なくとも追加的に 1 年間必要である。
5. 準備期間が短いという印象である。強制適用を急ぐのであれば、具体的なベネフィットなど、それを正当化する理由が必要である。
6. 開示の適用時期を後ろ倒しすることも考えられる。
7. 1 年間程度、適用時期を遅らせたほうが良いと思われる。システム開発や業務運用設計に加えて、一般事業会社にとっては、時価の概念や第三者価格の使用などまったく新しい内容が含まれるため、基礎的なところから考え方を理解する必要がある。

また、内部統制の経営者評価にも対応する必要がある、理解を浸透させる必要がある。一部の専門家のみ理解しているような状況は望ましくない。

遡及処理について

8. 遡及適用を認める「会計方針の変更に該当する部分が分離可能である場合」という条件が不明確であり会計及び監査実務が混乱する可能性もあるため、遡及適用を認めることに特段の条件は不要なのではないか。遡及適用の場合には、その影響額を開示することになるため、利用者に混乱をもたらすことはないと思われる。また、遡及する際にどこまで遡るという点については、直前の四半期末という考え方もあると思われる。
9. 「会計方針の変更に該当する部分が分離可能である場合」と定める場合には、条件を具体化する追加的なガイダンスが必要となると思われる。

時価の算定に関する会計基準及び適用指針の文案の検討

10. 第三者から入手した相場価格の利用に関するその他の取扱いについて、金融機関には認めないことの理由に納得できない。金融機関に本取り扱いを認めた場合のベネフィットが分析されていない。またこのような取り扱いを記載することで結果的に金融機関に対してIFRS第13号には無い禁止項目を設けてしまっていると考えられる。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案

11. 連結財務諸表で開示する場合には個別財務諸表での開示を不要としているが、有事の際には特にレベル3の時価に関する開示が有用であると認識しており、重要性がある場合には個別財務諸表の開示を求めることが適切ではないか。
12. 従来、時価等の開示に関しては、連結財務諸表で開示する場合には個別財務諸表での開示を不要としていることに加え、重要なのは連結財務諸表での開示であるため、連結財務諸表で開示する場合には個別財務諸表での開示を不要とする事務局の提案に賛成する。
13. 開示例について、株式オプションが金利関連デリバティブの内訳となっているため、修正が必要である。
14. 開示例について、レベル別の開示の内訳に関して、従来の有価証券やデリバティブの注記と同じ粒度で内訳を細分化したほうが、開示例として分かりやすいのではないかと

いか。

15. 開示例について、時価の算定における評価技法やインプットの開示について、時価を帳簿価額とみなす場合の例が削除されているが、削除する必要はないのではないか。

金融商品会計基準の改正案

16. 改正案第 19 項の非上場株式の説明について、改正案第 6 項で「市場」の定義を残すのであれば、その「市場」の定義を用いた記載にすべきではないか。また「非上場株式」という言葉は一般的にはより狭い範囲を示すものであるため、「市場価格のない株式」など他の言葉を使うことも検討すべきである。
17. 「時価の算定に関する会計基準（案）」は不動産を対象外としているため、民法上の組合等において保有資産がほとんど不動産の場合の組合投資についても、非上場株式と同様の取扱いとすることを検討すべきである。
18. 時価を算定することが極めて困難な場合の取り扱いは引き続き残すべきだと考える。過去から様々な経緯があつて時価を算定することが極めて困難としていた金融商品について、本基準が導入されたことを理由に時価評価を求めることはプロジェクトの範囲を超えていると考えられるため、金融商品に関する会計基準の改正の検討の際に改めて議論すべきである。仮に提案のような記載に変更するとしても、従来時価を算定することが極めて困難と取り扱っていたものについての取り扱いは変更しないことを記載すべきである。

金融商品会計に関する実務指針の改正案

19. 改正案第 56 項の付随費用の取扱いについては、「時価の算定に関する会計基準(案)」に記載されているため、残す必要はないのではないか。

金融商品会計に関する Q&A の改正案

20. 改正案の Q18 及び Q44 については時価の算定以外のことも記載されているため、その部分は残すべきではないか。

コメントの募集及び公開草案の概要

21. コメント募集期間について、本基準は影響が多岐に及ぶため、3 か月とすべきであ

る。

22. 月中平均価額の質問について、減損処理に与える影響の論点も併せて記載すべきである。

以 上